

労務通信

2016.9月号

雇用均等基本調査にみる「女性管理職」登用の実態



◆厚労省が実施する「雇用均等基本調査」

「雇用均等基本調査」は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に、厚生労働省が実施しています。平成 27 年度の調査では、全国の企業と事業所を対象に「管理職に占める女性の割合」や「育児休業制度の利用状況」などについて、昨年 10 月 1 日現在の状況がまとめられています。ここでは「女性管理職」についてスポットを当ててみます。

◆企業調査の結果から

(1) 女性管理職を有する企業の割合

課長相当職以上の女性管理職（役員を含む。以下同）を有する企業の割合は 59.1%（平成 25 年度調査では 51.4%）、係長相当職以上の女性管理職を有する企業割合は 65.9%（同 59.2%）で、役職別にみると、部長相当職は 9.6%（同 9.2%）、課長相当職は 17.4%（同 16.8%）、係長相当職は 20.1%（同 21.5%）となっています。企業規模別にみると、おおむね規模が大きくなるほど各役職とも女性管理職を有する企業割合が高くなり、5,000 人以上規模では部長相当職が 61.0%（同 63.5%）、課長相当職が 89.7%（同 93.5%）、1,000～4,999 人規模では部長相当職が 37.5%（同 35.9%）、課長相当職が 67.5%（同 70.6%）との結果になっています。

(2) 管理職に占める女性の割合

課長相当職以上の管理職に占める女性割合は 11.9%（平成 25 年度調査では 9.1%）で、前回調査に比べ 2.8 ポイント上昇しており、係長相当職以上の割合は 12.8%（同 10.8%）で、同じく 2.0 ポイント上昇しています。役職別にみると、部長相当職では 5.8%（同 4.9%）、課長相当職では 8.4%（同 6.9%）、係長相当職では 14.7%（同 13.8%）といずれも前回調査から上昇しています。なお、課長相当職以上の女性管理職割合を産業別にみると、「医療・福祉」（46.7%）、「生活関連サービス業・娯楽業」（28.0%）、「宿泊業・飲食サービス業」（25.1%）の順で高くなっています。

◆「女性活躍推進法」が施行

女性活躍推進法が施行され、企業は女性が活躍できる職場をどのようにつくっていくのかを考え、具体的な取組みを進めていくことが求められています。

助成金情報

◆平成 28 年度新設助成金

今月号は「両立支援等助成金」の1つとして、今年度新設された「出生時両立支援助成金」をご紹介します。

出生時両立支援助成金

- ・男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成。

◎支給対象となるのは・・・

子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上（中小企業は連続5日以上）の育児休業（1年度につき、1人まで）

（※）過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。

【支給額】

中小企業 取組及び育休1人目：60万円（2人目以降15万円）

大企業 取組及び育休1人目：30万円（2人目以降15万円）

平成 27 年度の雇用均等基本調査によると、平成 27 年度に育児休業を取得した男性の割合は 2.65%（前年度 2.30%）となり、男性の取得率は平成 8 年度の調査開始以来過去最高となったそうです。しかし、政府が目標として掲げる「2020 年度に 13%」には程遠い数字となっています。

これから男性従業員のご家庭にお子様産まれるご予定がある場合、上記助成金の申請を検討されてみてはいかがでしょうか。

事務所よりひとこと

◆当事務所に新入社員が入りました！！

今年も残暑厳しい毎日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。当事務所内では、繁忙期の労働保険年度更新、社会保険算定基礎届の提出が終わり、少し落ち着きが戻ってきたところです。

さて、そんな折、当事務所に久々の新入社員が入りましたので、ご紹介させていただきます。



かやき けいご
栢木 啓伍

このたび合同労務に入社しました栢木です。まだまだ分からないことだらけで覚えることがたくさんでいっぱいですが、元気とあいさつを武器に頑張っていきますのでよろしくをお願いします！